

令和7年度 三重県議会事務局 年次計画（案）

1 ミッション、使命

三重県議会事務局（以下、議会事務局と言う。）は、三重県議会が二元代表制の下、地方自治の本旨に基づき、県民福祉の増進と県勢の伸展のために行う活動を支えることを使命とする。

議会事務局は、三重県議会活動計画（以下、議会活動計画と言う。）に基づき、議長・副議長のリーダーシップの下、議会各会派や各議員が活発に議会活動を行えるよう、公正・公平な立場から支援するため、三重県議会事務局年次計画を策定する。

2 計画期間

令和7年5月～令和8年4月

3 具体的な取組内容

議会活動計画（計画期間：令和5年5月～令和9年4月）等を踏まえた主な取組は以下のとおりである。

（1）開かれた議会運営の実現

- ・ 広聴広報会議（月1回程度開催）の運営支援
 - *議会広聴広報計画の作成支援、評価に係る支援を含む
- ・ 広聴広報に係る各種事業の実施・準備支援
（みえ県議会出前講座、みえ現場 de 県議会、みえ高校生県議会）
- ・ 各種媒体による情報発信の支援
- ・ 各種会議等の公開に係る支援
- ・ 議長定例記者会見（就任会見を含む）の実施支援
- ・ 請願に係る各種支援

（2）住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

- ・ 委員会審議の活性化に係る支援
- ・ 年間活動計画の策定支援
- ・ 委員会の調査・審査に係る支援
（当初予算、総合計画及び個別行政計画に係る調査・審査）
 - *評価に係る支援を含む

(3) 独自の政策立案と政策提言の強化

- ・ 政策に係る議員提出条例の制定等及び特別委員会の運営支援
(伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会、
豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会)
*活動計画の策定及び評価に係る支援を含む
- ・ 議員発議に係る意見書に関する支援
- ・ 議員勉強会の開催支援

(4) 分権時代を切り開く交流・連携の推進

- ・ 他の自治体の議会との交流・連携支援
(全国都道府県議会議長会、東海北陸7県議会議長会議、近畿2府8県議会議長会議、紀伊半島三県議会交流会議等)

(5) 事務局による議会サポート体制の充実

- ・ 衆議院法制局への派遣
- ・ 衆議院法制局に派遣して専門知識を修得した職員の活用
- ・ 議会活動の充実に必要な各種情報の収集・提供
- ・ インターンシップ実習生の受入れに係る支援

4 取組の評価

上記3に掲げた取組について、年度末に評価を行い、改善に努める。また、評価結果については、議会活動計画の評価結果等と併せて代表者会議において報告する。

令和7年度 三重県議会事務局 年次計画 期末評価シート

業 務 名	取 組 内 容	目 標	期 末	備 考
1 開かれた議会運営の実現	・ 広聴広報会議の運営支援 ・ 広聴広報に係る各種事業の実施・準備支援 - みえ県議会出前講座 - みえ現場de県議会 - みえ高校生県議会（令和8年度に開催） ・ 各種媒体による情報発信の支援 ・ 各種会議等の公開・中継支援 ・ 議長定例記者会見（就任会見を含む）の実施支援 ・ 請願に係る各種支援	月 1 回開催 随時 2 回開催 随時 随時 100%公開 定例会見 月 1 回開催 随時		
2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進	・ 委員会審議の活性化に係る支援 ・ 委員会の調査・審査に係る支援 ＊活動計画の策定及び評価に係る支援を含む	委員長会議 5 回開催 随時		
3 独自の政策立案と政策提言の強化	・ 政策に係る議員提出条例の制定等及び特別委員会の運営支援 ・ 議員発議に係る意見書に関する支援 ・ 議員勉強会の開催支援	随時 随時 2 回開催		
4 分権時代を切り開く交流・連携の推進	・ 他の自治体の議会との交流・連携支援 （全国都道府県議会議長会、東海北陸7県議会議長会議、近畿2府8県議会議長会議、紀伊半島三県議会交流会議等）	随時		
5 事務局による議会サポート体制の充実	・ 衆議院法制局への派遣 ・ 衆議院法制局に派遣して専門知識を修得した職員の活用 ・ 議会活動の充実に必要な各種情報の収集・提供 ・ インターンシップ実習生の受入れに係る支援	1 名 2 名 随時 2 名以内		